

低入札価格調査制度運用の一部見直しについて

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」を適用しています。

このたび、運用の一部を見直しましたのでお知らせいたします。

○ 見直しの内容

1. 現行の「低入札調査基準価格」の範囲を下記のとおり変更します。

【低入札調査基準価格の範囲】

改正後	現行
<p>(調査基準価格)</p> <p>1. 調査基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の<u>9.2</u>を超える場合は予定価格に10分の<u>9.2</u>を乗じた額とし、予定価格の10分の<u>7.5</u>に満たない場合は予定価格に10分の<u>7.5</u>を乗じた額とする。</p> <p>1 直接工事費 ×0.97 2 共通仮設費 ×0.90 3 現場管理費 ×0.90 4 一般管理費 ×0.55</p> <p>2. 前項に規定にかかわらず特に必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格の10分の<u>7.5</u>から10分の<u>9.2</u>の範囲内で定めることができる。</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>1. 調査基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の<u>9</u>を超える場合は予定価格に10分の<u>9</u>を乗じた額とし、予定価格の10分の<u>7</u>に満たない場合は予定価格に10分の<u>7</u>を乗じた額とする。</p> <p>1 直接工事費 ×0.97 2 共通仮設費 ×0.90 3 現場管理費 ×0.90 4 一般管理費 ×0.55</p> <p>2. 前項に規定にかかわらず特に必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格の10分の<u>7</u>から10分の<u>9</u>の範囲内で定めることができる。</p>